

令和 4 年度第 2 回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出 日：令和 4 年 4 月 2 6 日

担当部・課：保健福祉部障害福祉課〔内線 2 4 8 3〕

① 件 名
石巻市障害者等日常生活用具給付事業の見直しについて
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 日常生活用具給付事業については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、国が定めた「地域生活支援事業実施要綱」により、市町村が地域の障害者ニーズを勘案の上、必要種目及び給付基準価格等を決定できる柔軟な運用が可能となっていることから、本市においても「石巻市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱」を制定し、給付を行ってきている。</p> <p>近年、生活の質の変化や障害者の日常生活用具に対するニーズが多様化していることから、本市においても給付種目拡充を図ってきたところであるが、給付種目の追加について要望があったものである。</p> <p>【目的】 障害者ニーズに考慮した給付種目を追加することで、障害者の生活の質の向上を図るとともに、経済的負担の軽減に資するもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 障害者総合支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号） 地域生活支援事業実施要綱 石巻市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱（平成 1 8 年石巻市告示第 3 1 2 号）</p> <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】 第 3 章 共に支え合い誰もが生きがいをもち自分らしく健康に暮らせるまち 第 3 節 共に安心して暮らせる障害福祉の充実 1 障害者の自立と社会参加への支援を行う</p> <p>【個別計画との整合性】 石巻市第 4 次障害者計画・第 6 期障害福祉計画</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和 3 年 3 月 障害者団体より日常生活用具の給付種目の追加要望 3 月～ 県内及び他自治体の給付種目、価格等の調査 1 2 月 令和 3 年第 4 回定例会にて日常生活用具の給付種目の追加要望 1 2 月～ 県内及び他自治体の給付種目、価格等の調査</p>
⑤ 主な内容
<p>以下の項目について改正を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付種目に「暗所視支援眼鏡」を追加する。 ・給付種目「情報・通信支援用具」の「用具の性質等」にタブレット端末、スマートフォンを追加する。 ・給付種目「盲人用体温計（音声式）」を「視覚障害者用体温計（音声式）」に改める。 ・給付種目「盲人用体重計」を「視覚障害者用体重計」に改める。 ・給付種目「盲人用時計」を「視覚障害者用時計」に改める。 <p>※詳細については別紙資料のとおり</p>

<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>
<p>【影響・効果】 障害者等に生活の質の向上を図るとともに、経済的負担軽減が図られる。</p> <p>【市財政への負担】 令和4年度予算における試算では、歳出が約2,190千円の増額となる見込み。 （財源）地域生活支援事業補助金 国1/2、県1/4、一般財源1/4 ※現計予算内で対応</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>県内において「暗所視支援眼鏡」を給付している自治体はない。 東北6県においても4自治体のみ。 「情報・通信支援用具」障害者向け周辺機器、アプリケーションソフトの対象にタブレット端末、スマートフォンを認めている自治体は県内において仙台市のみ。</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>
<p>令和4年4月 石巻市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱の一部改正 （令和4年5月1日施行） 5月～ 市報等による周知</p>
<p>⑨ その他</p>